

取引に関する不正防止対策・処分について

制定：2022年（令和4年）11月25日

公益財団法人 NIRA 総合研究開発機構（以下「財団」という。）では、公的研究費の適正な運営・管理に取り組んでいます。不正な取引を排除するため、以下のとおり定めておりますので、取引先の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 公的研究費の不正使用とは

公的研究費の不正使用とは、実体を伴わない虚偽の書類（架空取引・架空請求）を作成し、実態があったものとして財団に提出し、不正に研究費を支出させる以下の行為です。

（1）預け金：

取引業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、そのお金を取引業者に管理させる行為

（2）書類の書換え（差換え、品替え、品転）

取引業者に虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる行為

（3）期ずれ

過年度に納品となっている物品の支払いを当該年度に請求し、支払いを受ける行為

（4）その他虚偽の書類を作成し、不正に支払いを受ける行為

2. 公的研究費の不正使用に対する処分

取引業者が公的研究費の不正使用に関わる不正な取引に関与した場合は、1ヶ月以上9ヶ月以内の期間、取引停止等の措置を講じます。また、極めて悪質な事由、又は極めて重大な結果を生じさせた事案の場合は、9ヶ月を超える期間、取引停止等の措置を講ずる場合があります。

3. 誓約書の提出について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）」に基づき、一定の取引実績（年間取引額が30万円以上且つ複数回の取引があることを目安）や不正リスク要因・実効性等を考慮し選定した取引業者には、財団の不正対策に関する方針、ルール等を周知の上、誓約書（別紙1）を提出していただきます。

4. 公的研究費不正使用に関する通報窓口

財団の職員等から架空発注や虚偽の書類の作成、不正と思われる取引の相談、要請等があった場合は、速やかに不正使用等に関する通報窓口（ホームページに記載）に連絡してください。

以上

別紙1

公益財団法人 NIRA 総合研究開発機構
理事長 谷口 将紀 殿

誓 約 書

当社（当法人）は、公益財団法人 NIRA 総合研究開発機構との取引にあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 貴機構の規程等を遵守し、不正に関与しないこと
- 2 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出の要請に協力すること
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- 4 貴機構の職員等から不正な行為の依頼があった場合には通報すること

以上

年 月 日

住 所
会社名
代表者名

印